

第2章 奈良県地域医療構想の基本的視点

地域医療構想の策定目的や目標を達成するために、次の5つを基本的な視点として、検討していくこととします。

1 医療需要の質と量に適合した効率的で質の高い医療提供体制の構築

～急性期・回復期・リハビリ・療養・在宅までの一貫した体制をどう構築するのか～

○患者の状態にあった医療の提供

今後も進展する高齢化に伴い、高齢者の医療需要に対応するため、従来の急性期機能を中心とした医療提供体制を、患者の状態にあった医療を提供できるようバランスのとれた医療提供体制を構築していく必要があります。

○病床機能分化と連携ネットワークの構築による効率的かつ質の高い医療の提供

効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するためには、病床機能の分化・連携の推進が必要で、医療機能の拠点化と医療機関間の連携体制の確立を目指していく必要があります。

これまでネットワーク化に取り組んできた4疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞、糖尿病）・3事業（救急・周産期・小児救急）については、医療機関の拠点化と連携体制を踏まえ、引き続き、機能分化と連携ネットワークの充実が必要となります。

○今後増加が見込まれる疾病への対応

高齢化により肺炎と大腿骨頸部骨折の医療需要の増加が見込まれることから、肺炎及び大腿骨頸部骨折について医療提供体制を構築するとともに、肺炎予防、骨折予防に取り組む体制づくりを進める必要があります。

○在宅医療の体制構築

医療機関の拠点化や連携ネットワークの充実には、まず、患者が安心して退院できる環境を整える必要があります、受け皿となる質の高い在宅医療の推進が必要不可欠となっています。そのため、在宅における患者の不安を解消する急変時への対応を可能とする在宅療養後方支援病院等と連携した在宅医療の体制を日常生活圏域で構築する必要があります。

○役割分担と連携による急性期から在宅までの一貫した体制の実現

従来の青壮年の患者を対象にした「病院完結型」の根本的治療から、高齢の患者を中心にした病気と共存しながら生活の質の維持・向上を目指して地域全体で直し支える「地域完結型」の医療への対応が求められます。

そのためには、地域の医療機関が役割分担と連携を行うとともに、介護事業者とも連携して、高度急性期から急性期・回復期・リハビリ・療養・在宅医療・介護までを

一貫して提供できる体制を実現する必要があります。

II 地域包括ケアシステムと在宅医療の充実

奈良県では地域の実情に応じて、高齢者が尊厳を維持し、可能な限り地域で安心してその有する能力に応じて自立した日常生活を営み続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を県内全市町村で推進しています（奈良県高齢者福祉計画及び奈良県介護保険事業支援計画）。

地域包括ケアシステムの構築に当たっては、医療、特に在宅における医療提供は必要不可欠な要素であることから、その充実に努めるとともに、地域における医療と介護のネットワークの整備など、医療と介護の連携を推進する必要があります。

また、在宅医療に求められる需要の変化（人生の最終段階の医療への対応を含む。）や退院直後などの介護度の低い在宅医療と、人生の最終段階などの介護度の高い在宅医療等に対応する訪問看護の充実などの課題を解決する必要があります。

III 予防医療と健康増進の取組の必要性

県民の健康寿命の延長を図るためには、がん、心臓病、脳卒中といった食生活や運動不足などの不健康な生活習慣が発病に影響している疾病があることから、医療提供体制の構築のみならず、健康的な生活習慣の普及により生活習慣病の発病を予防する必要があります。

また、がん検診や特定健診の受診率の向上を図るとともに、精神疾患の早期発見や自殺予防のための取組を進め、がん、心臓病、精神疾患等の早世原因となる疾病を減らしていく必要があります。

IV 医療従事者の働き方改革の必要性

少子高齢化に伴う人口構成の変化は、医療従事者の供給においても影響を及ぼします。高齢者人口の増加による医療・介護の需要は増加する一方で、必要とされる医療従事者は、生産年齢人口の減少に伴って確保・育成が困難になると予測され、サービス提供への困難さが危惧されており、需要に即した医療従事者の確保が重要な課題となっています。

そのためには、医療従事者が働きがいを感じ、いきいきと働き続けられる職場づくりなど、働き方の改革が必要となってきます。

V 社会保障制度改革への総合的な取組

地域医療構想の策定は、我が国の社会保障改革の一環であり、医療費適正化計画の推進や、国民健康保険の財政運営とともに都道府県が一体的に取組を進める必要があります。

○地域医療構想・・・医療提供体制の構築

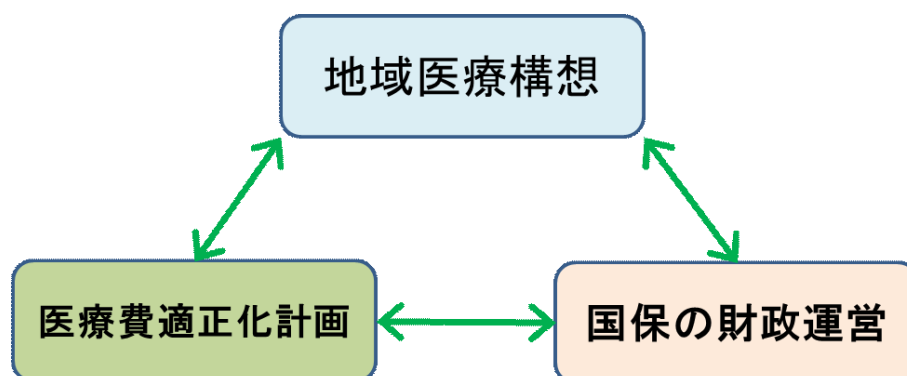
- ・ 構想区域における医療提供体制の現状確認
- ・ 疾病等に応じた医療圏の検討
- ・ 医療機関の役割確認や目標設定と必要な施策
- ・ 医療と介護の総合的な確保

○医療費適正化計画・・・医療費の見通し、予防・健康づくりの推進等

- ・ 地域医療構想と統合的な医療費目標の設定
- ・ 目標の達成状況を踏まえたPDCAサイクルの強化

○国民健康保険の財政運営・・・医療保険の安定的な運営

- ・ 県全体での標準保険料率の設定
- ・ 市町村の医療費適正化の取組努力が保険料水準に反映される仕組みの構築



■市町村との連携について

○今後、地域の医療提供体制を確立するためには、地域包括ケアシステムを確立し、推進する必要があり、介護保険制度を所管している市町村との連携は必須となります。

○医療費の適正化・国保財政の安定化のためには、健康づくりと生活習慣病の予防により、県民の健康寿命を延長させることが必要であり、引き続き健康づくり・生活習慣病の予防事業を受け持つ市町村の役割が重要となります。